

## 告 示

### 埼玉県告示第三百三十九号

平成十九年埼玉県告示第五百六十二号（会計管理者事務の一部委任について）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表第二第六項の改正規定は、公布の日から施行する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

別表第一第四項第一号イ(3)中「同じ。」の下に「、補償及び補填金のうち支出負担行為兼支出命令書によるもの」を加える。

別表第二第六項中「及び県営競技事務所にあつては規則第二百九条第七項の規定により知事が別に定める」を「にあつては総務を担当する担当部長又は担当課長の職に、県営競技事務所にあつては総務を担当する主査の職にある」に改める。